

# スマートロック管理システム利用規約 株式会社ベイ・コミュニケーションズ

## 第1条(総則)

本規約は、株式会社ベイ・コミュニケーションズ(以下「当社」という)が別に定めるBaycom スマートホーム契約款(以下「SH約款」といいます。)に基づき、Baycom スマートホームサービス(以下「SH」といいます。)に関するオプションサービスとして提供するスマートロック管理システム(以下「本サービス」といいます。)に適用します。

## 第2条(規約の適用)

本規約は、本サービスとして当社を介してConnected Design株式会社が提供する「Connected Portal」サービスに関して適用されるものとします。

## 第2条の2(規約の変更)

本規約の各条項は、社会情勢の変化その他の合理的な必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。

2. 前項による本規約の変更に際しては、変更後の規約の内容と適用開始日を、店頭表示、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

## 第3条(本サービスの内容)

本サービスは、本サービスに登録したスマートロック、IPカメラに対して、以下の遠隔操作を行うことができます。

(1)スマートロックの暗証番号または遠隔解錠用URLによる時間式鍵の発行およびメール通知

(2)スマートロックの時間式鍵の予約登録状況の確認、遠隔解錠および開閉状態の確認

(3)IPカメラのリアルタイム映像の表示

## 第4条(本サービスの提供条件およびSH約款に関する特約)

本サービスの提供にあたっては、SH契約者で本サービスを利用する契約者(以下「契約者」といいます)がSH約款および本規約を承諾のうえ、当社所定の申込書に次の事項を記載して申込むものとします。なお、理由の如何にかかわらず虚偽の通知をすることはならないものとします。

(1)本サービスの契約名義または商号および代表者

(2)SHに関する機器一式を設置する住所

2. 本サービスの利用には、当社が提供するSH及びスマートロックの契約ならびにインターネット接続回線が必要となります。

3. SH約款第5条第1項、第6条第1項第1号及び第2号並びに第9条第1項の適用を除外します。

## 第5条(本サービス提供に係る設定および利用開始日等)

当社は、契約者に対して、本サービス提供環境の設定を行なうものとします。当該設定終了後、当社は画面等にてサービス提供開始の旨、サービス提供開始日および本サービス利用のためのID・仮バースワードを契約者へ速やかに通知します。

2. 本サービスの利用開始日は、別に定めのない限り、当社所定の申込書に記載された日とします。

3. 画面等により通知された仮バースワードは速やかに変更する必要があります。

4. 特別の定めがない限り、契約者が前項に定める書面等を受領後7週間以内に当社へ異議を申し立てない場合は、契約者は当該内容を了承したものとみなします。

5. 第1項の規定にかかわらず、契約者は、当該サービス提供環境の設定するにあたり、本サービスにかかる当社指定のソフトウェア等を契約者の専用ニーズに合わせて改変等が必要な場合、契約者の費用負担のうえ、当該開発業務を第三者に委託することができます。この場合契約者は、当該委託先の選任及び監督につき、当社に対して責任を負います。

## 第6条(サービス提供期間)

サービス提供期間は、本サービス加入期間とします。

2. 本サービスはSH及びスマートロックのいずれかの契約に解除があった場合には、終了するものとします。

3. 本サービスは、当社の都合により変更もしくは終了することがあります。

## 第7条(サービス料金と支払い)

契約者は、別紙記載の金額を支払うものとします。

2. 当社は、サービス料金を改定することがあります。この場合、当社は改定の1ヶ月前までに、当社の定める方法によりその旨を通知します。

## 第8条(契約者の責任によるサービス停止)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

(1)本規約に基づく料金債務の支払を遅延又は怠る等、本規約に違反した場合

(2)本サービスの運営を妨害又は当社の名誉もしくは信用を著しく毀損した場合

(3)当社に損害を与えた場合

(4)契約者の都合により、本サービスの提供上必要な保守等を実施できない場合

(5)契約者の要請によりシステムの停止を行なう場合

(6)契約者の用意したインターネット回線、アプリケーション、ハードウェア、データ等の障害、保守など、契約者の事由によりサービス提供が困難な場合

(7)その他、契約者が本サービスの利用者として不適当と当社が判断する場合

2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその旨及び停止日ならびにサービス提供停止の期間を契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。なお、本条に基づく提供停止により契約者が損害が発生した場合でも、当社は、一切の責任を負わないものとします。

3. 契約者は、本条に基づく提供停止の期間にかかるサービス料金の支払い義務を免れないものとします。

## 第9条(契約者の責任によらないサービス停止)

当社は、本サービス提供期間中ににおいて、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

(1)当社の本サービス用設備の保守、工事、又は故障等やむを得ない場合

(2)本サービスの全部又は一部が正常に動作せず、本サービスの全部又は一部を継続して提供することが著しく困難であるとき

(3)当社が本サービスの全部又は一部の提供を利用するハードウェアやソフトウェア等の第三者製品に不具合がある場合

(4)天災、地変その他の非常事態が発生、又は発生する恐れがある場合

(5)第三者に起因する事由により本サービスの全部又は一部の提供が著しく困難となつた場合

2. 当社は、前項の規定により本サービスの全部又は一部を停止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

## 第10条(責任)

本サービスの提供において、当社は契約者に係る一切の損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。

## 第11条(通信ログの取扱い)

当社は、契約者に係る通信の秘密に関する本サービスの情報について、当社のサービス保全および新サービスの開発等の業務の遂行のために必要かつ相当な目的の範囲内で利用する場合があり、契約者は、これに同意するものとします。

## 第12条(解除)

当社は、契約者が本規約の条項に違反した場合、違反事項について改善要求することができ、要求した日より1ヶ月間以内に改善がなされない場合は、本サービスの契約を解除することができるものとします。当社は、これにより契約者に損害が生じた場合も、一切の責任を負わないものとします。

## 第13条(解約)

契約者は本サービスを解約しようとする場合、解約を希望する日の10日前までに所定の方法により当社にその旨を申し出るものとします。

2. 契約者は解約の場合、第7条で定める利用料金を当該解約の日の属する月分まで支払うものとします。

附則 本規約は2020年11月20日から実施します。